

「独占禁止法を巡る米国 IT 企業の動向～欧米間の摩擦と技術変化の影響」

市川類@JETRO/IPA NY

1. はじめに

米国の IT 企業は、世界的に競争力を有する企業が多い。その中でも、特に一部の分野では、ネットワーク効果によりこれまでに支配的な地位を確立しており、その結果、これらの企業においては、訴訟対応はもちろんのこと、ロビイングも含めた独占禁止法対応に係る企業戦略に取り組むことになる。

特に、独占禁止法を巡っては、近年、以下の 2 点が論点となってきており、オバマ政権が独占禁止法の運用の強化の方向に動きつつある中、今後、その対応の動向が注目される

- ・ IT 産業は、グローバルな産業であり、米国だけでなく、欧州を初めとする世界各国の独占禁止法の適用を受けることになる。その際、各国での競争状況だけでなく、各国の政権や産業政策的な考慮もあり、異なった適用がなされる状況にあり、特に欧米間において摩擦が生じつつある。
- ・ IT 産業においては、近年、技術変化に伴う構造変化により、PC を中心としたビジネスからインターネットサービス及び携帯化（「クラウド化」）へと、その競争環境が変化しつつある。このような中、競争政策上の IT 分野での対象・ターゲットも変化する可能性がある。

本報告書では、このような論点に係る事例として、米国の代表的企業である Microsoft、Intel を巡る欧米両地域における動向、及び、Google を初めとするインターネットサービスの台頭と Microsoft 等との競合を巡る動向について報告する。

2. 独占禁止法と IT 産業との関係

(1) 米国の独占禁止法の概要

<米国の反トラスト法>

日本の独占禁止法に相当する米国の法律は、反トラスト法（Antitrust Law）と呼ばれる、複数の法律に相当する。

具体的には、司法省（Department of Justice : DOJ）が管轄する「シャーマン反トラスト法（Sherman Anti-trust Act）」と、シャーマン法の補足を目的として制定された「クレイトン反トラスト法（Clayton Anti-trust Act）」及びそれと同時期に制定された「連邦取引委員会法（The Federal Trade Commission Act）」の 3 つの法律が該当する。

米国の反トラスト法の概要¹

名称	制定時期	管轄	概要
シャーマン反トラスト法	1890年	反トラスト局	・裁判所に、トラスト ² を阻止抑制する司法権を授与。また、司法長官に、トラストを利用して市場独占を試みる者に対し、訴訟を起こす権限を授与 ³ 。 ・民事・刑事の両方で行われるが、刑事訴訟は、明らかな違反が行われたケースに限られる。刑事罰あり ⁴ 。
クレイトン反トラスト法	1914年	反トラスト局 FTC競争局	・シャーマン法の補足・改正法。 ・以下の4つの方法による自由な市場の不当な制限を禁止 ⁵ 。 ① 価格差別（異なる市場で異なる価格の設定等） ② 排他的取引（競合製品を購入しないことを求める取引等） ③ 企業の合併（合併による市場競争の著しい低下等） ④ 重役の兼任（競合企業間の重役の兼任等） ・民事訴訟を管轄する私法（Civil statute）であり、刑事罰は含まない ⁶ 。
連邦取引委員会法	1914年	FTC競争局	・FTCを設立するとともに、以下の義務・権限を付与 ⁷ 。 ① 商取引における不公平な競争手段、不公正・欺瞞的な行為・慣行を防ぐこと。 ② 消費者に対する有害な行為に対し、金銭的救済やその他の救済方法を求めること。 ③ 不公平・欺瞞的な行為・慣行を特定する規制を制定し、そのような行為・慣行を防ぐ為の要件を確立すること。 ④ 取引に従事する組織、ビジネス、慣行、経営方法を調査し、議会に対する報告書を作成し、提言を行うこと

<反トラスト法の担当省庁>

これらの反トラスト法は、以下の2局が施行しており、反トラスト調査に際しては、互いに連携体制を取ることになっている。

- ・司法省（DOJ）反トラスト局（Antitrust Division）
- ・連邦取引委員会（FTC）競争局（Bureau of Competition）

なお、このうち、反トラストに関する刑事訴訟を管理するのは、DOJの反トラスト局である⁸。

¹ 出典：各種情報をもとに、筆者作成。

² 企業合同（トラスト）とは、複数の企業の株主が合併会社設立したり、自らが保有する株を信託者に預けるというもので、当時は市場独占の目的で大企業に頻りに利用されていた経営形態である。

³ <http://www.ourdocuments.gov/doc.php?flash=true&doc=51>

⁴ <http://books.google.com/books?id=8g4KAAAAIAAJ&pg=PR11#v=onepage>

⁵ 対企業の場合は最大1億ドル。ただし、陰謀者・企業の不正利益、または被害者・企業の損失が1億ドルを超える場合は、その不正利益や被害額の2倍まで罰金が引き上げられることになっている。

⁶ <http://legal-dictionary.thefreedictionary.com/Clayton+Act>

⁷ http://www.usdoj.gov/atr/public/div_stats/211491.htm

⁸ <http://www.ftc.gov/ogc/stat1.shtm>

⁸ http://www.ftc.gov/bc/antitrust/antitrust_laws.shtm

司法省反トラスト局・連邦取引委員会競争局の概要⁹

担当局	設立・ミッション	権限・活動
司法省反トラスト局	<ul style="list-style-type: none"> ・1903年設立。 ・ミッションは、競争力のある市場を保護し、米国経済の成長を促進すること¹⁰。 ・同局は、大統領によって任命され、議会の承認を受けた司法次官補によって統括される¹¹。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シャーマン法、クレイトン法等を施行。刑事訴訟を管理。 ・刑事訴訟を通じて企業に罰金や禁固を課す、又は、民事訴訟を通じて非競争的なビジネスの改善を促す裁判所命令を求めることで、重大で意図的な反トラスト行為を取り締まる¹²。 ・州検事総長や海外の反トラスト実施官庁とも協力。
連邦取引委員会競争局	<ul style="list-style-type: none"> ・1970年設立。 ・ミッションは、消費者の利益の保護¹³。(市場における製品やサービスの価格を低減、イノベーション創出を促進、消費者の選択肢の拡大に向け、市場競争を促進すること。)¹⁴ 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦取引委員会法とクレイトン法を施行¹⁵。 ・企業間で提案されている合併・吸収その他のビジネス慣行に非競争的要素があるかどうかを調査・検討し、もし何らかの介入が適切と判断した場合には、当該企業に対する法的措置の実行¹⁶。 ・国内の政策立案者に対し市場競争問題に関するリソースを提供、また、海外の反トラスト実施官庁とも連携¹⁷。

なお、IT分野のうち、通信分野については、原則として、FTCの管轄外となっており¹⁸、連邦通信委員会（Federal Communications Commission：FCC）が担当することとなっている。

FCCは、「1934年通信法（Communications Act of 1934）」の制定により設立された、独立した連邦政府機関であり¹⁹、同法に基づき、①通信市場が競争市場であるかどうかを調査して年次報告書にまとめる、②提案されている新規制が市場競争を促進するものであるか調査する、などの競争市場の促進に向けた規制策定・執行機関としての役割が与えられている²⁰。ただし、同分野であっても、DOJによる反トラスト法違反事例の調査・捜査は行われている。

⁹ 出典：各種情報をもとに、筆者作成。

¹⁰ <http://www.usdoj.gov/atr/overview.html>

¹¹ <http://books.google.com/books?id=B1cnnPg-tEgC&lpg=PP1&pg=PP1#v=onepage&q>

¹² <http://www.usdoj.gov/atr/overview.html>

¹³ 同時期に設立された消費者保護局等と協力。<http://www.ftc.gov/bc/enforcement.shtm>

¹⁴ <http://www.ftc.gov/bc/tech/index.htm>

¹⁵ <http://www.ftc.gov/bc/about.shtm>

最高裁は、シャーマン法に違反する行為はすべて連邦取引委員会法にも違反すると定義しているため、FTCは、シャーマン法に違反するすべての行為を連邦取引委員会法に基づいて告訴することができる。また、また、FTCはシャーマン法の適用範囲外の禁止行為に関しても、当然、連邦取引委員会法で禁止されている行為については、取締りを行うことができる。

http://www.ftc.gov/bc/antitrust/antitrust_laws.shtm

¹⁶ <http://www.ftc.gov/bc/enforcement.shtm>

¹⁷ <http://www.ftc.gov/bc/about.shtm>

¹⁸ <http://www.abanet.org/antitrust/at-committees/at-exemc/pdf/programs/03-10-2008.pdf>

¹⁹ <http://www.fcc.gov/aboutus.html>

²⁰ <http://www.fcc.gov/Reports/1934new.pdf>

なお、1996年通信法（Telecommunications Act of 1996）に基づき、従来よりも、通信市場における競争の促進にシフトし、各企業による独占的な商行為の監視にも乗り出している。

<http://www.fcc.gov/telecom.html>

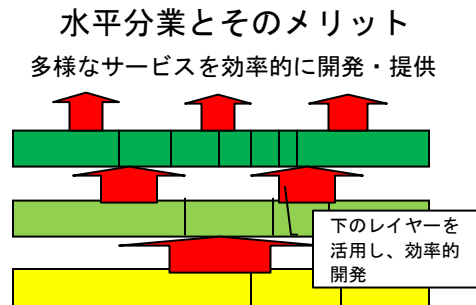
(2) 独占禁止法に係る IT 業界の特徴

反トラスト法案件に係る件数で見た場合、IT 分野は必ずしも大きな割合を占める訳ではない。実際に、反トラスト法に係る M&A の件数で見た場合、DOJ/FTC が 2009 年 7 月に発表した報告（2008 年度）によると、全体の件数のうち、IT 業界は全体の 6.9%にしか過ぎない²¹。また、FTC が 1996 年～2009 年にかけて執行した件数で見ても、全体 346 件のうち、IT 分野は合計 20 件にしか過ぎない²²。

一方、IT 業界が、独占禁止法で話題になる理由の一つは、一部の分野において、ネットワーク効果に伴い、圧倒的に支配的な企業が存在するためと考えられる。

<IT 業界の特徴としてのネットワーク効果>

一般的に、IT 業界は、ハードウェア、ソフトウェア、IT サービス、通信など多様な業界からなるが、その中でも、PC 中心のハードウェア、ソフトウェアやインターネットなどの分野においては、水平分業（レイヤー化）が進展する。これは、このような分業により、既に開発された下のレイヤー（層・プラットフォーム）をモジュールとして活用して、新たなアプリケーション・サービスを開発することが可能となり、その結果、特定のサービスのために一から作る場合と比較して、多様なサービスを効率的に開発することができるためである。



このような構造において、ネットワーク効果が機能する。ネットワーク効果とは、例えば、あるソフトを使っている人が多ければ多いほど、そのソフトの価値は高まり、また、ある OS が良く使われていればいるほど、その上で動くアプリケーションも多く開発され利便性が高いというものである。そのため、ユーザーの数が増えるほど、ますます多くの新規ユーザーを獲得でき²³、その結果、一部の企業が、一気に圧倒的な支配的地位を確立することが可能となる。

<ネットワーク効果に対する反トラスト法上の対応>

このネットワーク効果に伴う、少数の企業による支配的地位の確立に対しては、独占禁止法上も、他の業界とは若干異なった、特有の対応が求められることになる。具体的には、以下のとおり。

²¹ <http://www.ftc.gov/os/2009/07/hsrreport.pdf>

消費者製品・サービス: 22.5%、銀行・保険: 19.9%、製造業: 13.8%など。

²² <http://www.ftc.gov/bc/caselist/industry/index.shtml>

Health Care(専門サービス含む): 124 件、製造業: 83 件、専門サービス: 42 件、エネルギー: 38 件など。

²³ http://www.economist.com/businessfinance/displayStory.cfm?story_id=13610959

ネットワーク効果に係る経済学的視点²⁴

項目	論点	各種排除手段と経済学的視点
支配的地位の確立に係る手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完全な支配的な地位を獲得するにあたって、排他的取引や略奪的価格設定等により、他の企業の排除が行おうとする場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的には、排他的取引や略奪的価格設定は、競争の一環であって、消費者価格の低下をもたらすものであり、問題はない。 ・ 一方、完全な支配的地位を確立した後に、価格を上げるなど、ダイナミック的には問題がある可能性がある。 <p>→不公正な取引の排除。</p>
支配的地位に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク効果による独占は、独占であるため必ずしも良くない。(ただし、複数のプラットフォームがある方が非経済的であるという見方もある。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1社による独占ではなく、技術情報の公開や、互換性の確立等による他社の参入促進が望ましい。 <p>→技術情報の開示。 (ただし、標準についても、イノベーション阻害的要素がある。)</p>
支配的地位を梃子にしたバンドリング。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支配的地位をもとに、隣接するレイヤーにも参入すべく、バンドリング(抱き合わせ販売等)を行う場合があること 	<p>→バンドリング規制(インターフェースの開示・公正化を含む)。 (ただし、バンドリング規制にも、競争阻害的要素がある。)</p>

一方で、IT分野は、他の分野と比較しても、技術革新が非常に早い分野であり、一旦確立した支配的地位でさえ、新たな技術の登場等イノベーションの進展によっては覆される可能性があるため、独占禁止法上の適用にあたっては慎重に対応すべきとの意見もある。

(3) 米国のIT業界と独占禁止法を巡る動向と論点

①米国IT業界と独占禁止法への対応

<PCを中心とした分野における米国企業の競争力強化>

米国IT企業は、一般的に、国際的に競争力が高いと言われる。その中でも、特に、90年代以降のダウンサイジング化に伴うPCの普及に伴い、それらの鍵となるOS分野、CPU分野という、一部の、しかしながら重要な分野で、2000年ごろまでにかけて、Microsoft及びIntelが圧倒的な地位を確立したことが特徴である。

世界のソフトウェア・半導体・検索市場の主要企業

分野	主要企業のシェア	出典等
ソフトウェア	IBM (27%), Microsoft (15%), HP (11%), CA (11%)	2008年 ²⁵

²⁴ 出典:「IT革命と競争政策」(後藤晃+山田昭雄編著、2001年、東洋経済新報社)うち、「序章 IT革命と競争政策の新たな課題」より、筆者作成。

²⁵ <http://www.gartner.com/it/page.jsp?id=1020112>

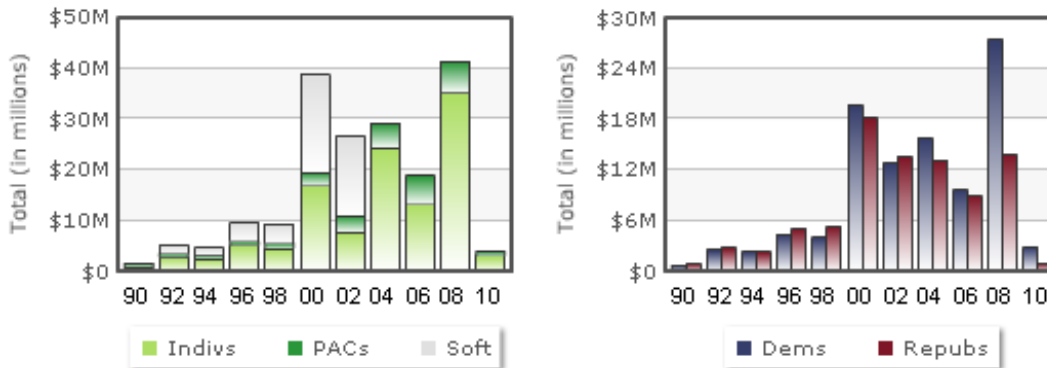
OS	Microsoft (93.1%) , Mac (4.9%), Linux (0.9%)	2009年8月 ²⁶
半導体	Intel (13.3%), Samsung (6.8), 東芝 (4.2%), TI (4.2%)	2008年 ²⁷
ノート用 CPU	Intel (87.1%) , AMD (12.1%)	2008年 ²⁸
サーバーWS用 CPU	Intel (86.6%) , AMD (13.4%)	
デスクトップ用 CPU	Intel (73.4%) , AMD (26.4%)	
サーチエンジン (米国)	Google (70%) , Yahoo! (17%), Microsoft (9%), Ask (4%)	2009年8月 ²⁹

<反トラスト法関連訴訟戦略とロビイング支出の増大>

これらの企業においては、その後、独占禁止法の影響を大きく受けるようになる。特に、特許権訴訟をめぐる争いと同様、ライバル会社から反トラスト法違反訴訟を受けたり、また、それに対抗するためのロビイング活動などを戦略的競争手段として使用されたりするような状況になっている³⁰。

また、実際に、このような中、2000年以降、IT企業のロビイング資金も増大してきている。もちろんロビイング資金は、独占禁止法対応のみに利用されている訳ではなく、その他にも利用されているものであることに留意することが必要であるが、具体的には、ロビイング総額の業界別ランキングにおいて、コンピューター・インターネット業界は、全約80の業界中、1990年の53位から1998年の27位まで急上昇し、2000年以降は、9位～17位の間を推移している。また、絶対額も、2000年を境に更に急増しており、2000年代を通じて、1998年の4倍以上に増加している。

コンピューター・インターネット業界におけるロビイング額 (1990～2010年³¹)



²⁶ <http://marketshare.hitslink.com/report.aspx?qprid=8&qptimeframe=M&qpsp=127>

²⁷ <http://www.gartner.com/it/page.jsp?id=932612>

²⁸ <http://www.idc.com/getdoc.jsp?sessionId=RONDRIMAY3EUGCQJAFICFFAKBEAUMIWD?containErlId=prUS21672009>

²⁹ <http://www.seoconsultants.com/search-engines/>

³⁰ http://www.economist.com/businessfinance/displayStory.cfm?story_id=13610959

³¹ 出典: OpenSecret.org の調査。

<http://www.opensecrets.org/industries/indus.php?ind=B12++&goButt2.x=8&goButt2.y=4&goButt2=Submit>

②政権の変化の影響

また、特に米国の場合においては、政権によって反トラスト法の運用が大きな影響を受ける。一般的には、民主党政権は、公平性の観点から、反トラスト法の運用を強化する傾向にあるのに対し、共和党政権においては、大企業あるいは自由な競争重視の観点から、運用を緩和する傾向にある。

実際に、クリントン政権期には、反トラスト強硬派とされる Anne Bingaman 氏³²を反トラスト局長に任命するなど、反トラスト活動を積極的に行っていたとする評価が多い³³。一方、続くブッシュ政権では、もともとブッシュ氏が反トラストに限定的な考え方を持っており³⁴、実際、クリントン政権の反トラストに係るアプローチを批判していた John Ashcroft 氏を司法長官に任命するなど、反トラストに対し、穏健な姿勢をみせた。このようなスタンスを反映し、クリントン政権時の1996～2000年の4年間でFTCおよび反トラスト局が制限を求めた合併の数が年間70件であったのに対し、ブッシュ政権時の2001～2006年における同数は33件と前政権時の半数以下に留まっている³⁵。

このような中、2009年に発足したオバマ政権においては、再度独占禁止法の強化に向けて動きつつあり（詳細後述）、以下の論点も含めて、今後、どのような対応を進めて行くのか注目される。

③米国 IT 業界を巡る独占禁止法上の最近の論点

このような背景のもと、以下、第三章においては、これまでの Microsoft と Intel を巡る欧米の反トラスト法の動きを、また、第四章においてはインターネットサービスの進展の中での、Google と Microsoft に係る動きを中心に事例を報告する。これらから読み取れる論点は、以下のとおり。

(a) 欧米間での摩擦の動き（今後の運用の調和・連携に向けた動きの可能性）

IT 業界は、他の業界と比べてグローバル性が高いため、米国 IT 企業の活動は、米国内だけでなく、世界中（特に欧州）の独占禁止法にも影響を受ける。

³² http://articles.latimes.com/1996-08-02/business/fi-30391_1_chief-antitrust-enforcer

³³ 例えば、ニューヨーク大学ビジネススクールの教授は2002年に発表した論文の中で、「(クリントン政権期には)過去の政権では取り扱われなかったであろう事例が数多く取り上げられている」と、同政権がそれまで以上に積極的に反トラストを追求していた点を指摘している。

<http://www.stern.nyu.edu/eco/wkpapers/workingpapers03/03-01White.pdf>

³⁴ 例えば、ブッシュ前大統領は上院議員時代の2000年、反トラストについて、「反トラスト法は、明らかに価格固定が行われている場合に適用されるべきである」との個人的な見解を表明している。

http://www.ncpa.org/sub/dpd/index.php?Article_ID=10503

³⁵ <http://www.nytimes.com/2006/07/01/business/01antitrust.html>

また、ブッシュ政権による取り締まり軟化の傾向は、民間企業間での反トラスト訴訟事例にも反映されており、同政権期に起こされた民事訴訟でも、反トラストの疑いで訴えられた被告側に有利な判決が下される例が多く見られる。<http://www.thebigmoney.com/features/todays-business-press/2009/05/11/wimpy-bush-era-antitrust-rules-go>

その際、各国の独占禁止法の運用においては、各国における競争状況だけでなく、各国の産業政策上の影響も受け、異なる適用がなされる傾向があり、その結果、各国間（特に欧米間）において摩擦を引き起こす状況も生じうる。このような中、今後各国間規制当局の提携・調和に向けた動きが進む可能性がある。

(b) 技術変化（インターネットサービスの重要性の増大）に伴う影響

2000年代においては、技術革新による変化に伴い、Microsoftに代表されるソフトウェアからGoogleに代表されるインターネットサービスへの流れ（クラウド化）が進みつつある。これに伴い、両者間を含めた競争構造が変化しつつあるとともに、従来のネットワーク効果に基づく競争環境に係る認識も含めて、独占禁止法上の対応も変化する可能性がある。

3. マイクロソフト、インテルを巡る経緯と最近の動き

(1) 概要（まとめ）

米国企業であるMicrosoftとIntelともに、欧米等世界各地で独占禁止法の訴訟の対象となっている。その際、特に両者とも、ブッシュ政権下において、米国内ではほぼ解決あるいは冷ややかな対応がなされているのに対し、欧州において多額の制裁金を課されているのが特徴である。

その背景としては、米国のブッシュ政権下の運用に加え、両地域の異なる産業政策的配慮の影響があることが考えられる。

① Microsoftの事例

Microsoftのケースは、両国・地域とも、技術情報の開示、バンドリング規制が求められている。しかしながら、米国においては、ブッシュ政権への移行とともに和解という形で決着したのに対し、欧州では、その後数度に亘り合計約16.8億ユーロ（約2700億円）もの多額の制裁金が課していることが特徴である。

Microsoftを巡る訴訟の経緯

	情報開示	バンドリング規制	課徴金等
米DOJ同意 [1994年]		・ライセンス料慣行の撤廃、Windowsと同社製品のバンドリング禁止等	
米DOJ等同意判決 [2001年]	・インターフェースデータの情報開示	・IE等のソフトウェアのバンドル停止	
米Real Networks 和解[2005年10月]		・Rhapsodyのプロモーションなど	・和解金4.6億ドル

EC 命令 [2004年3月]	・サーバー情報の開示	・ Media Player 抜きのバ Windows の販売	・ 制裁金 4.97 億€
MS の対応 ・ MS は上訴→敗訴 [2007年9月]	・ サーバースソースコード の使用許諾[2006年1月]	・ Media Player 抜きの Windows XPN の販売： [2005年6月]	・ 支払い[2004年7 月]
EC 命令 [2006年7月]	・ 情報開示の命令に従っ ていない		・ 追加制裁金 2.805 億€
MS の対応	・ 8500 頁の技術文書の 提出[2006年7月]		・ 支払い[2006年 11月]
EC 命令 [2008年2月]	・ 情報開示の命令に従っ ていない		・ 追加制裁金 8.99 億€。
MS の対応 ・ 罰金に関し上訴	・ 30000 頁の技術情報を 公開[2008年2月]		
EC [2009年1月]		・ IE バンドリングを批判 (現在対応を調整中)	

このように、欧州が Microsoft に対し多額の制裁金を課していることに関して、米国内では、「Microsoft は、EU の ATM か?」、「(直接の関係はないものの)、EU は、これらのお金を、Google キラーの研究開発プロジェクト (0.99 億ユーロ + 1.20 億ユーロ) に注ぎ込んでいるのではないか?」との批判が一部にある³⁶。

② Intel の事例

Intel の事例は、ライバル会社である AMD (Advanced Micro Devices) が、「Intel はリベート支払いなどに係る不公正な取引 (非競争的慣行) を行っている」として、同社の国際的な反トラスト訴訟戦略³⁷に基づき、世界各国での訴訟、あるいは、訴えに基づいた規制当局による調査・執行が行われている。

本事例においても、欧州が 10 億ユーロという多額の罰金を課しているのに対して、米国では、NY 州の動きが目立つものの、全体には冷ややかな対応が取られていることが特徴的である。

Intel を巡る訴訟の経緯

	経緯	非競争的慣行	罰金
日：公取	・ 2004 年 4 月調査開始。 ・ Intel は勧告受け入れ。	・ 非競争的慣行の解 除勧告[2005年3月]	
日：日本 AMD	・ 公取調査を受け、2005 年 6 月提訴 (未判決)。	(公取調査を基に訴 え)	・ (0.5 億ドルの賠償金 を要求)

³⁶ <http://jp.techcrunch.com/archives/microsoft-the-eus-atm-machine/>
<http://jp.techcrunch.com/archives/so-thats-what-the-eu-does-with-all-that-microsoft-money/>

なお、制裁金は、EC の国庫に納入され、その分各国の負担金が減るとの位置づけになり、一方、研究開発プロジェクトは、各国政府の負担のプロジェクトを、EC 競争当局が、競争の観点から審査し承認するとの位置づけになる。

³⁷ <http://breakfree.amd.com/en-us/antitrust.aspx>

韓：公取	・ 2005年8月調査開始。 ・ Intelは上訴（未決着）	・ 非競争的慣行を認定[2008年6月]	・ 0.25億ドル（260億ウォン）の支払い
欧：EC	・ AMDの訴えを受け2000年10月調査開始→一旦断念 ・ 2004年4月調査再開、2007年7月、SO送付	・ 非競争的慣行を認定[2009年5月]	・ 10.06億€の支払い。（Intelは既に支払い）
米：AMD	・ 2005年6月訴訟 ・ 次期公判は2010年3月。	・ 米国外行為は却下[2006年9月]	
米：NY州検事総長	・ 2008年1月、調査を開始、Intelを召喚。		
米：FTC	・ AAIの求め等を踏まえ、2008年6月、Intelを召喚。		

なお、AMDは、米国シリコンバレーに本社を置く米国系企業であるが、その主力製造工場は、ドイツ及び米国NY州（最近新設）に置かれている³⁸。（ただし、最近では、Global Foundriesに分離されている。）

このうち、ドイツDresdenの工場（300mmのウェハー）に関しては、ドイツ連邦政府及び地方政府が、5.45億ユーロの資金支援を行っており（2004年2月に、EUの競争当局が認可、2006年から稼働）、同工場は、EUのハイテク企業の外資誘致の成功事例として、ECの情報社会DGのホームページにもアップされている³⁹。

また、NY州の工場は、NY州からの多額の補助金（10億ドル予定）を受けて誘致された工場である（建設発表は、2006年6月）⁴⁰。

（2）事例1：マイクロソフトのケース

①米国における動向

まずは、米国で始まった、Microsoftと司法省に係る紛争は、クリントン政権からブッシュ政権への交代とともに、両者の和解ということで解決している⁴¹。

<DOJとの同意判決（1990年～1994年）>

1989年、MicrosoftとIBMは、OS/2（IBMのOS）に関し両社が共同で取り組むという新パートナーシップを発表した。これに対して、FTCは、1990年6月、このパートナーシップが反トラスト法に抵触しないかどうかの調査を開始した⁴²。

³⁸ NYだより2009年4月臨時増刊号参照。

³⁹ http://ec.europa.eu/information_society/events/ict_rd_globalisation/index_en.htm
http://ec.europa.eu/information_society/events/ict_rd_globalisation/docs/deppe.pdf

⁴⁰ <http://japan.cnet.com/news/biz/story/0,2000056020,20150268,00.htm>

⁴¹ http://www.usdoj.gov/atr/cases/ms_index.htm

⁴² http://w2.eff.org/legal/cases/DoJ_v_Microsoft/doj_v_microsoft_background.article

この Microsoft と IBM の計画は結果的には実現しなかったものの、FTC は、その後も、当時同市場で圧倒的な独占状態を誇っていた Microsoft の市場活動に調査の対象をシフトさせ、調査を強化した⁴³。しかしながら、最終的に、1993 年夏に FTC 内で行われた投票では、提訴を見送る事が決定され、同年 8 月、FTC は本件に関する調査を終了した⁴⁴。

一方、クリントン政権下で、当時反トラスト局の局長に就任したばかりであった Anne Bingaman 局長は、FTC が Microsoft への捜査の終了を決定した後、FTC の資料を利用して Microsoft に対する調査を開始した⁴⁵。

この調査は、翌 1994 年 7 月、反トラスト局と Microsoft との間で締結された同意判決⁴⁶をもって終了した⁴⁷。この同意判決において、Microsoft は、同社のライセンス料の慣行⁴⁸の撤廃や OS (Windows) のライセンスにあたっての同社製品購入の要求の禁止等について同意している⁴⁹。この同意判決は 1995 年 8 月、ワシントン地区連邦地方裁判所により正式に承認されている。

<DOJ 等による訴訟と和解>

しかしながら、1997 年 10 月、反トラスト局は、Microsoft が上記同意判決に反して、同社の Internet Explorer (IE) の Windows への搭載を強いているとして訴追した。また、その後各種のやりとりのあと、1998 年 5 月、反トラスト局は、米国内の 20 州及びワシントン DC と共同で、Microsoft は Windows に IE をバンドル化して販売することで、消費者が Netscape など他社によるブラウザを選択する機会を奪っている等⁵⁰として、同社を反トラスト法違反として訴訟を再度提起した⁵¹。

この背景には、両社は当時、共に OS 市場で大きなプレゼンスを持っていたことが挙げられ、FTC は両社が協力体制を築くことで、その他の企業の競争力が失われることを懸念したとされる。

http://www.krsaborio.net/research/1980s/89/891113_c.htm

⁴³ http://w2.eff.org/legal/cases/DoJ_v_Microsoft/doj_v_microsoft_background.article

⁴⁴ Los Angeles Times, "Microsoft Antitrust Case Shifts," August 21, 1993.

⁴⁵ Los Angeles Times, "MICROSOFT PROBE COULD LAST YEARS; ANTITRUST: A JUSTICE DEPT. INQUIRY WILL TRY TO DETERMINE WHETHER THE SOFTWARE GIANT STIFLED COMPETITION IN ITS BID TO DOMINATE THE PC ARENA." August 25, 1993.

⁴⁶ 同意判決 (consent decree) とは、嫌疑の対象となったその行為が違法であったかどうかは問わない代わりに、その行為を改めるために将来的にどのような措置を取るかを当事者間で定めるもの。

⁴⁷ New York Times, "Microsoft's Grip on Software Loosened by Antitrust Deal." July 17, 1994.

http://www.associatedcontent.com/article/467487/the_antitrust_cases_against_microsoft.html

⁴⁸ 例えば、同社は、特定のモデルのマイクロプロセッサを搭載したコンピューターの出荷に際し、たとえそのコンピューターが Microsoft の OS を搭載していなくとも、コンピューター製造業社に対し、Microsoft へのライセンス料の支払いを義務付けるなどを行っていたとされる。

⁴⁹ New York Times, "Judge Clears Antitrust Pact For Microsoft," August 22, 1995.

⁵⁰ http://www.usdoj.gov/atr/public/press_releases/1998/1764.htm

具体的には、①Microsoft は OS 市場において独占的な地位にある、②同社は OS 市場での独占的な地位を利用してブラウザ市場でも利益を得ている、③同社は PC 製造業者や ISP と違法な排他的取引を結んでいる、の 3 点。

本訴訟において、DC 地区連邦地方裁判所の Thomas Penfield Jackson 判事は、1999年11月に行われた事実確認の中で、Microsoftが、他社の競合となる製品を妨げ、その結果、消費者のためになるイノベーションが妨げられた点を指摘し⁵²、その後、2000年6月には、同社をOS部門とソフトウェア・アプリケーションおよびウェブプログラム部門の2つに分割するよう命じた⁵³。

これに対し、Microsoftはこの判決を不服としてすぐさま上訴し、最終的には巡回控訴裁判所が2001年7月に、DC地裁の判決を覆し、DOJとMicrosoftの間で妥協点を見出すよう命じている⁵⁴。その後、両者の間では数度に渡る話し合いが持たれ、ブッシュ政権下の2001年11月、Microsoftと反トラスト局の間で同意判決が締結された。この同意判決には、①Microsoftは、IEやソフトウェアなど、同社製品のバンドル販売の強要を停止する、②競合他社による製品（メディアプレーヤー関連）などがWindows上で問題なく動作できるよう、プログラミングデータなどの技術データを公開する、との2点が盛り込まれており⁵⁵、その後の2002年11月に連邦地方裁判所がこの同意判決を承認したことで、両者の和解は正式に成立した⁵⁶⁵⁷。なお、この同意判決は2007年に失効する予定であったが、その後、2009年11月まで延長されている⁵⁸。

<RealNetworks による対 Microsoft 訴訟と和解>

なお、バンドリングに関しては、2003年12月、メディアプレーヤーを提供するRealNetworksが、「MicrosoftはWindowsユーザーに同社のMedia Playerの利用を強要することで、急速に成長している同市場を不動に独占している」とする訴えを起こしている⁵⁹。

⁵¹ http://www.associatedcontent.com/article/467487/the_antitrust_cases_against_microsoft.html
http://money.cnn.com/1998/05/18/technology/microsoft_suit/

⁵² Washington Post, "Judge Says Microsoft Wields Monopoly Power Over Rivals; Public, Innovation Hurt by Domination, Findings Conclude." November 6, 1999.

⁵³ <http://www.newscientist.com/article/mg16622431.000-microsoft-split-wont-end-monopoly.html>

⁵⁴ http://news.cnet.com/Appeals-court-victory-fleeting-for-Microsoft/2100-1001_3-269266.html
<http://www.wired.com/techbiz/it/news/2002/11/35212>

⁵⁵ New York Times, "Settling the Microsoft Case," November 5, 2001.

⁵⁶ New York Times, "U.S. VS. MICROSOFT: THE OVERVIEW; JUDGE BACKS TERMS OF U.S. SETTLEMENT IN MICROSOFT CASE," November 2, 2002.

⁵⁷ この和解に関しては、米国独占禁止法調査協会(American Antitrust Institute: AAI)は2002年1月、「DOJとMicrosoftの両者ともに和解交渉に関する情報を適切に公開しなかったことは連邦法に違反している」として、両者を相手取った訴訟を起こしている。しかしながら、この訴えは、2002年2月、「利己的で公共の利益とはならない」との理由で棄却されている。

<http://news.zdnet.co.uk/itmanagement/0,1000000308,2103150,00.htm>
http://www.pcworld.com/article/85724/microsoft_gets_antitrust_respice.html

⁵⁸ http://news.cnet.com/8301-13860_3-9860789-56.html?tag=nefd.lede
http://news.cnet.com/8301-10784_3-9807736-7.html

http://news.cnet.com/Judge-adds-two-years-to-Microsoft-antitrust-deal/2100-1012_3-6073250.html

⁵⁹ <http://www.wired.com/techbiz/media/news/2003/12/61665>

同訴訟は約2年間に渡って法廷で争われたものの、最終的には2005年10月、Microsoftが和解金4億6,000万ドルをRealNetworks社に支払うことで和解が成立した。これに加え、MSNのウェブビジネス上でMicrosoftはRealNetworks社の音楽配信サービスであるRhapsodyのプロモーションを行うとのパートナーシップも締結されている⁶⁰。

② 欧州における動向

一方、欧州では、米国でのブッシュ政権下での2001年の和解以降、同様の案件に関し、より厳しい措置と多額の制裁金が課されている。

<情報開示、バンドリング等に係る命令>

MicrosoftとDOJの合意が結ばれる数ヶ月前の2001年8月、欧州委員会(EC)は、①MicrosoftはPC/OS市場における優位性を利用し、ローエンドサーバーのOS市場にもその優位性を拡大しており、欧州反トラスト法に違反する可能性がある、②Microsoftは独占的立場にある同社のOSに、Media Playerを違法にバンドリングしている、という2点を主軸とする異議告知書(SO)⁶¹をMicrosoftに送付したと発表した⁶²。

同件に関しては長期に渡る調査が行われ、その結果、ECは2004年3月、Microsoftに対し、①EU史上最高額となる制裁金4億9,700万ユーロの支払い、②競合企業に対する、120日以内のサーバー情報提供、③Media PlayerがバンドルされていないWindowsの90日以内の発売、などを求める命令を下した⁶³。

これに対し、Microsoftは、この命令に強く反発⁶⁴し、この判決を不服として上訴した。しかし、その一方で、Microsoftはその後、①制裁金の支払い(2004年7月⁶⁵)、③Media PlayerがプリインストールされていないWindows XPNの発表

なお、これに対し、Microsoftはこれに対し、「コンピューター製造業者が新しいPCにどのようなメディアプレーヤーをインストールするかは自由であり、また、消費者がどのメディアプレーヤーを利用するかも自由である」とする反論声明を発表している。

<http://www.microsoft.com/presspass/press/2003/dec03/12-18RNSuitPR.mspx>

⁶⁰ http://news.cnet.com/Real,-Microsoft-reach-truce/2100-1030_3-5893069.html

⁶¹ SOとは、反トラスト法違反の疑いに関し、ECの暫定的な見解を示した上で当事者の意見を求めるというもので、これが送付されると、SOを受け取った企業側が一定期間内自らの見解を発表し、ECがこれを元に最終的な決定を下すというプロセスがとられる。

⁶² <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/01/1232&format=HTML&aged=1&language=EN&guiLanguage=en>

これ(特に前者)は、もともと、1998年にSun Microsystemsが提出した訴え等に発する。

<http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/microsoft/investigation.html>

⁶³ http://news.cnet.com/EU-slaps-record-fine-on-Microsoft/2100-1001_3-5178281.html

⁶⁴ <http://www.microsoft.com/presspass/download/legal/EuropeanCommission/CommentonECMicrosoftDecision.pdf>

⁶⁵ http://news.cnet.com/2100-1014_3-5255715.html

(2005年6月)⁶⁶、また、②2004年の判決の対象となった全ての技術に対し、ウィンドウズ・サーバーのソースコードの使用も許諾している(2006年1月)⁶⁷。

本上訴の件については、2007年9月、欧州裁判所はECを支持する判決を下し、Microsoftは敗訴することとなった。この判決について⁶⁸、Microsoftは、翌10月には、「MicrosoftはECによる2004年の命令を『完全に遵守している』」とする声明を発表した⁶⁹ものの、同社は更なる上訴は断念している。

<情報開示に係る追加制裁金>

なお、上訴中の2006年7月、ECは、Microsoftは上記の命令のうち、②の市場競争に必要な情報の開示命令に完全に従っていないと判断を下し⁷⁰、同社に対して追加制裁金2億8,050万ユーロを支払うよう言い渡した⁷¹。これに対しMicrosoftは、ECの判断を不服とするコメントを出すとともに⁷²、同月、情報開示の一環として計8,500ページに上る技術文書をECに提出したが⁷³、2006年11月までに追加制裁金の支払いを完了している⁷⁴。

また、ECはその後の2008年2月には、同じく「Microsoftはサーバー情報の開示命令にいまだに従っていない」との理由で、Microsoftに過去最大となる8億9,900万ユーロの追加制裁金の支払いを命じた⁷⁵。Microsoftはその前週、かつては企業秘密としていたウィンドウズOS用のソフトウェアコードに関する、およそ30,000ページに上る情報をウェブサイト上に公開したばかりであったこともあり⁷⁶、この罰金支払命令を不服として欧州第一審裁判所に上訴している。

<IEに係るバンドリング問題>

⁶⁶ http://www.nwcn.com/business/stories/NW_062205BUBwindows_microsoft_eu_playerJM.345143d4.html

⁶⁷ <http://www.microsoft.com/presspass/press/2006/jan06/01-25EUSourceCodePR.msp>

⁶⁸ 欧州競争委員長(European Competition Commissioner)のNeelie Kroes氏は、「(Microsoftが)2004年の判決に『完全に従う』ことを求める」とのコメントを発表している。

<http://www.cbsnews.com/stories/2007/09/17/business/main3267148.shtml>

⁶⁹ <http://www.microsoft.com/Presspass/press/2007/oct07/10-22MSStatement.msp>

⁷⁰ EUは2005年10月、Microsoftを監視する特別委員を任命し、この判決で下された各種命令にMicrosoftがきちんと従っているかを監視している。(ただし、同ポジションは2009年1月に廃止)

<http://www.eweek.com/c/a/Windows/EU-Hires-Criminologist-to-Monitor-Microsoft/>

<http://news.zdnet.co.uk/software/0,1000000121,39622146,00.htm>

⁷¹ <http://www.redherring.com/Home/17778>

⁷² 「自分たちはいかなる罰金にも相当するとは思わない。また、ECは過去2年間におけるMicrosoftの取り組みを考慮していない。我々は欧州裁判所に対し、Microsoftの遵守努力が十分でなかったか、また、ECの取り決めが正当なものであるかを判断してもらつつもりである」

<http://www.microsoft.com/presspass/press/2006/jul06/07-12EUFinesPR.msp>

⁷³ <http://www.microsoft.com/presspass/press/2006/nov06/11-23statement.msp>

⁷⁴ <http://arstechnica.com/business/news/2006/11/8228.ars>

⁷⁵ <http://www.marketwatch.com/story/european-commission-fines-microsoft-135-bln-for-flouting-antitrust-order>

⁷⁶ <http://www.nytimes.com/2008/02/27/technology/27iht-msft.1.10464655.html>

また、ECは、ノルウェーのブラウザ企業 Opera による申し立て（2007年末）を踏まえ⁷⁷、2009年1月に、新たに「MicrosoftはIEをウィンドウズに不当にバンドルさせている」との批判を行い、異議告知書を送付している⁷⁸。

本件に関して、Microsoftは、当初（2009年6月）、次期Windows7において、欧州ではIEを搭載しないバージョンを販売するとの方針を示したが、それに対して、ブラウザのないWindowsではユーザーが戸惑うとの指摘がなされたことを踏まえ、2009年7月、IE以外のウェブブラウザのダウンロードやIEの削除をユーザーが簡単にできるバージョンを発表すると案を示した。これに対して、ECはMicrosoftの提案を歓迎するものの、今後更に精査するとし⁷⁹、その後、2009年10月7日、更に修正した案を今後1ヶ月間、市場テストに移すと発表している⁸⁰。

これにより、欧州競争政策担当委員長のNeelie Kroes氏は、10年越しのMicrosoftとの独占禁止法訴訟について、解決に近づいたとの見方をしている⁸¹。

（3）事例2：インテルのケース

① AMDの戦略と欧州等における動き

Intelの場合は、競合相手の半導体チップメーカーとしてのAMDが存在し、AMDの国際的な訴訟戦略に基づき、世界各国で訴訟が行われている。このうち、日本・韓国で、最初に動きがあったものの、その後、欧州で多額の制裁金が課されている。

<AMDの国際的な独占禁止法訴訟戦略と日本・韓国での対応>

AMDによる対Intelの訴訟事例は、2000年10月、AMDの苦情を受けたECでの調査に端を発するが⁸²、その後2005年以降、日本、韓国、欧州、米国などの国々で国際的に展開している。

⁷⁷http://www.pcworld.com/article/166561/ec_to_pursue_antitrust_case_despite_microsofts_ie_decision.html

なお、世界のブラウザのシェアは、IE:66%、Firefox:24%、Safari:4%、Chrome:3%、Opera:2%。
http://news.cnet.com/8301-30685_3-10367359-264.html

⁷⁸<http://news.bbc.co.uk/2/hi/business/7834792.stm>

⁷⁹<http://journal.mycom.co.jp/news/2009/07/25/016/index.html>

⁸⁰<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0910/08/news025.html>

⁸¹<http://www.computerworld.jp/topics/ms/164269.html?RSS>
<http://www.nytimes.com/2009/09/23/business/global/23kroes.html>

なお、Operaは、2009年9月28日、Microsoftの再修正案に反対の意向を示すとともに、本件が片付くまで、訴訟の結論を急がないよう、ECに要請を行っている。

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0909/29/news039.html>

⁸²http://www.bit-tech.net/news/hardware/2007/01/18/eu_presses_for_intel_anti_trust_charge/1
<http://www.crn.in/Hardware-011May009-Reports-Intel-To-Be-Fined-In-EU-Antitrust-Case.aspx>

このうち、もっとも早く結論が出されたのは、日本である。日本では、2005年3月に公正取引委員会が、調査結果及び非競争的慣行の解除の勧告を発表し、それに対して、Intelは、調査結果に合意はしないが、法廷論争を避けるため勧告を受け入れるとしている⁸³。ただし、その後日本AMDから約60億円(約5,000万ドル)の賠償請求の訴えを起こされているが決着していない⁸⁴。

また、韓国においては、韓国の公正取引委員会が、2008年6月に260億ウォン(約2,540万ドル)の罰金の支払いを命じたが、Intelは上訴しており、決着はついていない⁸⁵。

<欧州における動向>

欧州においては、AMDは、2000年10月、Intelはコンピュータ製造業社に対し、各社が購入するCPUの20%以上がIntel以外の企業によるものであった場合、値引きを行わないなどの圧力を掛け、AMD製品を使わないよう仕向ける戦略を取

⁸³ 日本では、2004年4月に、公正取引委員会が、Intelの日本支社の強制捜査を実施したことをきっかけに始まり、Intel社に対する反トラスト調査が行われ、2005年3月、「Intelの日本法人はPCメーカーの富士通、日立、NEC、Sony、東芝などに対し、AMD社製の半導体チップを購入しない、もしくは購入を制限する引き換えにリベートを支払う合意をしていた」とする調査結果を発表した。その後、公正取引委員会は、非競争的慣行を解除するようIntelに勧告、同社は「委員会の調査結果に合意したわけではないが、自社と顧客に不都合を招く長期間の法廷論争を避ける」ために、2005年4月に勧告を受け入れると発表した。
http://news.cnet.com/AMD-files-antitrust-suit-against-Intel/2100-1001_3-5765844.html
<http://www.infoworld.com/t/hardware/intel-agrees-abide-japanese-ftc-ruling-411>
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/NC/NEWS/20050401/158301/>

⁸⁴ また、この公正取引委員会の調査結果を踏まえ、日本AMDが、2005年6月、日本Intelを独占禁止法違反で訴え、約60億円(5,000万ドル)の賠償金を請求している。Intelは公正取引委員会の排除勧告を受け入れたものの、日本の独占禁止法における違法行為は認めておらず、同年9月、AMDの訴えの根拠を全て否認する回答を提出しているが、日本AMDは、公正取引委員会の排除勧告を応諾しながら、請求原因の事実を否認することは矛盾していると指摘しており、現在でもなお判決は出されていない。
<http://www.marketwatch.com/story/amd-japan-files-damage-claims-against-intel?siteid=google>
<http://pc.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20070831/280896/?set=relate>
http://www.usatoday.com/money/industries/technology/2008-06-06-intel-subpoena_N.htm

⁸⁵ 韓国の公正取引委員会は、2005年8月、Intelのマーケティングやリベートの慣行に関する調査を開始したことを発表した。その後、2006年初頭の立ち入り調査を皮切りに、以降18ヶ月に渡ってIntelに対する本格的な反トラスト法違反調査が行われた。これらを踏まえて、韓国の公正取引委員会は、2007年9月、一連の調査の結果、Intelによる反トラスト法違反が認められたことを通告し、また、2008年6月、Intelの反トラスト法違反を認定し、同社に対して260億ウォン(約2,540万ドル)の罰金の支払いを命じた。同委員会は声明の中で制裁の理由について、Intelは韓国のPCメーカーにリベートを提供することで競合であるAMDを利用しなくなるよう仕向けていたと説明した。なお、Intel社はこの支払命令に対し、韓国規制当局の判決を不服とし、2008年12月に、上訴している。
<http://www.nytimes.com/2005/08/09/business/worldbusiness/09iht-intel.html>
<http://www.zdnetasia.com/news/hardware/0,39042972,62032151,00.htm>
http://www.boston.com/business/technology/articles/2008/06/04/s_korea_to_hit_intel_with_254m_antitrust_fine/
<http://www.itworld.com/government/67862/intel-antitrust-agencies-are-testing-limits>

ったとの訴えを EC に提出した⁸⁶。EC は同件に関する調査を開始したものの、調査開始から 3 年ほど経った 2004 年初頭、証拠不十分を理由に同件の調査は一旦停止された⁸⁷。

しかし 2004 年 4 月、同件に関して非常に重要と見られる Intel の文書への AMD のアクセス権が米国内で認められ⁸⁸、AMD が同文書を新証拠として EC に提出したことをきっかけに、EC は 2004 年 6 月、本件に関する調査を再開した⁸⁹。また、2005 年 3 月、EC は日本の公正取引委員会の調査を受け、Intel に対する反トラスト法違反調査を継続していくと発言、2005 年 7 月には、欧州に立地する複数の Intel オフィスの強制捜査を実施した⁹⁰。更に、2006 年 9 月には、AMD の訴えを受けドイツ当局が行っていた対 Intel 反トラスト調査を、EC が引き継いでいる⁹¹。

これらの調査結果を踏まえ、EC は、2007 年 7 月、Intel が AMD に対して不当なビジネス戦略⁹²を用いて x86 CPU 市場を独占していると判断、Intel に対して利益の 10% または最大 35 億ドルの罰金の支払いを求める異議告知書 (SO) を送付した⁹³。これに対して、Intel は反論を行う一方、EC は、それらを踏まえ、調査を継続・強化し⁹⁴、最終的には、EC は、2009 年 5 月 13 日に、Intel は反トラスト法

⁸⁶ http://www.bit-tech.net/news/hardware/2007/01/18/eu_presses_for_intel_anti_trust_charge/1

⁸⁷ http://www.theregister.co.uk/2004/06/09/intel_ec_probe/

<http://www.marketwatch.com/story/eu-steps-up-antitrust-probe-of-intel-practices>

⁸⁸ Intel が米国の裁判所に提出した 600 ページに及ぶ文書はもともと別件で提出されたものであったが、AMD はこの文書が対 Intel 反トラスト訴訟で AMD を優位に導く重要な証拠であるとし、同文書へのアクセス権を求めていた。http://www.theregister.co.uk/2004/06/09/intel_ec_probe/

⁸⁹ PC メーカーや小売業者 64 社に書簡を送付し、これらの企業と Intel との取引関係の詳細を調査するなど。http://www.theregister.co.uk/2004/06/09/intel_ec_probe/

<http://www.marketwatch.com/story/eu-steps-up-antitrust-probe-of-intel-practices>

⁹⁰ <http://www.marketwatch.com/story/eu-steps-up-antitrust-probe-of-intel-practices>

⁹¹ http://www.cbronline.com/news/ec_expands_intel_antitrust_probe

⁹² 具体的には、以下の 3 点を指摘。

- ① Intel は、欧州の大手コンピューター製造業社に対し、Intel ベースの PC のみを販売するとの条件の下でのみレポートを提供していた。
- ② Intel は主要なコンピューター製造業社に対し、AMD の CPU に基づいた製品ラインの販売を遅らせた、中止させるための支払いを行っていた。
- ③ Intel は AMD の事業を妨害するため、原価以下でサーバープロセッサを販売していた。

<http://www.edn.com/article/CA6579517.html>、http://news.cnet.com/8301-13579_3-9751231-37.html

⁹³ <http://www.nytimes.com/2007/07/27/business/worldbusiness/27iht-27intel.6859664.html>

http://business.timesonline.co.uk/tol/business/industry_sectors/technology/article2152256.ece

⁹⁴ Intel は、1 通目の SO に関しては、翌 2008 年 1 月に反論書を EU に提出

<http://www.marketwatch.com/story/intel-sends-formal-response-to-eus-antitrust-concerns>

EC は、提出された反論書をもとに、2008 年 2 月、これをもとに Intel のドイツ事務所や小売パートナー企業の捜査を実施。<http://www.crn.in/Hardware-011May009-Reports-Intel-To-Be-Fined-In-EU-Antitrust-Case.aspx> EC は、2008 年 7 月には 2 通目の SO を Intel に提出。

<http://www.edn.com/article/CA6579517.html> Intel は、2 通目の SO に対し、同月、再反論。

http://www.intel.com/pressroom/archive/releases/2008/20080717corp_a.htm

に違反していると判断の下、同社に対して EU 史上最高額となる 10 億 600 万ユーロ（14 億 5,000 万ドル）の制裁金の支払いを命じた⁹⁵。

この根拠に関して、欧州競争政策担当委員長の Neelie Kroes 氏は、「Intel はコンピュータチップ市場で消費者の選択権を抹消し、競争を歪めてきたため、EC による制裁金の要求は妥当である。Intel はこれまで、世界におけるコンピュータチップ市場での支配的地位を保つためにあらゆる手段を使って非競争的な慣行を隠し続け、何百万人もの欧州人に迷惑をかけてきた」と説明している⁹⁶。

一方、Intel は、制裁金の支払いは行ったものの、2009 年 7 月、制裁金の支払い命令判決の撤回、または罰金の軽減を求めて上訴を行っている⁹⁷。その際、Intel は、同社の値引きサービスが実際に AMD を市場から締め出す要因になったのか、また、実際に欧州の消費者に大きな影響を与えたのかどうかについて EC は調査を行っておらず、この調査なしに決定に踏み切ったことは誤りであると反論するとともに⁹⁸、「EC が行った捜査方法は、会社の意見を十分聴取しておらず、これは、欧州の人権法侵害に当たる」とのコメントも出している⁹⁹。

本件については、その後も、EC のオンスマン¹⁰⁰も巻き込んで、両者の議論は過熱化している¹⁰¹。

⁹⁵ <http://www.nytimes.com/2009/05/14/business/global/14compete.html>

<http://www.crn.in/Hardware-011May009-Reports-Intel-To-Be-Fined-In-EU-Antitrust-Case.aspx>

⁹⁶ <http://www.nytimes.com/2009/05/14/business/global/14compete.html>

また、AMD はこの結果について、「EC によるこの判決は、真に競争的な市場を構築するために非常に重要な一歩であった」と、判決を全面的に支持するプレスリリースを発表している。

http://www.thedeal.com/dealscape/2009/05/amd_comments_on_intel_ec_antit.php

⁹⁷ http://www.businessweek.com/globalbiz/content/jul2009/gb20090724_046461.htm

⁹⁸ 具体的には、2009 年 9 月 15 日に公表された資料によると、EC に対して以下の反論を行っている。

- ① 当該期間に AMD が市場シェアを伸ばしていた証拠を検討しなかった。
- ② Intel の値引きと、顧客による AMD 製品不採用の判断の間にあるという因果関係を立証しなかった。
- ③ こうした値引きが消費者に与えた影響を全く分析しなかった。
- ④ Intel に制裁金を科す決定をする際、法手続きを遵守しなかった。

<http://japan.cnet.com/news/biz/story/0,2000056020,20400107,00.htm>

<http://www.eetimes.com/news/semi/showArticle.jhtml?articleID=220000428>

⁹⁹ 2009 年 7 月 23 日付け WSJ は、Intel だけでなく、多くの欧州企業等も、欧州の競争当局に不満をもっているとしている。<http://online.wsj.com/article/SB124826913522171933.html>

一方、2009 年 8 月 20 日付け InfoWorld 誌等は「(人権問題の本質を考えた場合、Intel のこの対応は)馬鹿げている」と冷やかに見ている。

<http://www.infoworld.com/t/civil-lawsuits/intels-ridiculous-antitrust-defense-223?source=fssr>

http://www.mercurynews.com/ci_12893078?source=rss

¹⁰⁰ 8 月には、EU のオンスマンは、Intel に対する反トラスト訴訟で、Intel の無罪を証明する鍵になる可能性のあった Dell のトップ経営陣のコメントを記録しなかったことに対する批判を行った。正式に記録されなかった証言とは、Dell が「AMD 製品の品質は非常に粗末なものである」と述べたものである。

<http://www.informationweek.com/news/hardware/processors/showArticle.jhtml?articleID=21910049>

<http://japan.cnet.com/news/biz/story/0,2000056020,20398112,00.htm>

また、9 月には、同氏の判断を、同月中に発表するとしている(現時点では発表されていない)。

<http://www.computerworld.jp/topics/legal/161010.html>

② 米国における動き

一方、米国における Intel に対する訴訟等の動きは、NY 州を除き、これまでは一般的に、冷ややかな対応が行われているのが現状である

<AMD による訴訟>

AMD は、2005 年 6 月、日本の公正取引委員会の調査で発覚した新しい情報をきっかけに、米国内で「Intel はコンピューターメーカー、システムビルダー、卸売業者、小売業者など 38 社に対して脅しの策略や強要などを利用し、(AMD 等のチップを使わせないようにすることで) PC 業界における独占的地位を築いた」として、Intel を相手取った反トラスト訴訟を起こした¹⁰²。

これに対して、デラウェア地区連邦地方裁判所は、2006 年 9 月、Intel が日本、韓国、英国などの海外で行っている市場独占策略を米国内の反トラスト違反として訴えることはできないとして、訴訟内容の中から、同社が海外で行っている事業に関する部分の申し立てを却下している¹⁰³。このため、米国内における Intel 対 AMD の訴訟の論点は、Intel の国内でのビジネス戦略に絞られることとなった。本訴訟に係る次回公判は 2010 年 3 月に行われる予定となっている¹⁰⁴。

<AAI、NY 州の動きと FTC の動き>

¹⁰¹ Intel の主張に対し、EU は 9 月 21 日、Intel に対する罰金命令の根拠となった文書(メモ)を発表した。同文書では、Intel が、コンピューター製造業者に対し、①使用する x86 CPU の全て、もしくはほとんどを Intel から購入するよう、密かにリポートを行っていた、②競合企業の x86 CPU を利用した製品の発表を控えると共に、競合企業の製品を利用した製品の販売チャネルを狭めるよう、直接的な支払いを行っていた、という 2 つの行為に係る事例(関係者の発言、メールメモ等)を示している。

<http://ec.europa.eu/competition/sectors/ICT/intel.html>

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/400&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

これに対し、Intel は、「EC が掲げる証拠は、感情的な意見交換と、EC の結論を導くようなメールからのみに基づく憶測のみに基づいており、一方、会社の正式文書や関わった幹部の正式な証言など、実際に起こったことに示す『ハードの』証拠については、ほとんど無視している」と述べ、強く反発している。

http://www.pcworld.com/article/172354/intel_accuses_ec_of_mishandling_antitrust_evidence.html

http://www.intel.com/pressroom/legal/docs/EC_response092109.pdf

¹⁰² http://news.cnet.com/AMD-files-antitrust-suit-against-Intel/2100-1001_3-5765844.html

<http://www.informationweek.com/news/global-cio/showArticle.jhtml?articleID=165600305>

AMD は、顧客が AMD 製品を購入することを Intel が小売業者には数量割り当てを強いたり、PC メーカーらが AMD の新商品発売キャンペーンやプロモーションをボイコットさせるなどの手段を取った主張している。

<http://www.eetimes.com/news/design/business/showArticle.jhtml?articleID=164903291>

¹⁰³ なお、この判決の根拠としては、Intel が海外での行為が、AMD のアメリカ国内の業務に対し、直接的かつ大規模な影響を及ぼしていると証明できない点が挙げられている。

http://www.boston.com/business/technology/articles/2006/09/28/judge_drops_big_part_of_intel_antitrust_suit/

¹⁰⁴ <http://www.zdnetasia.com/news/hardware/0,39042972,62054042,00.htm>

その後、2007年8月、反トラスト団体の米国独占禁止法調査協会（American Antitrust Institute : AAI）がFTCに対し、米国のマイクロプロセッサ市場における反トラスト的活動について調査を行うよう求める書簡を送付し¹⁰⁵、FTCに同件の調査を行うよう求めている¹⁰⁶。

また、2008年1月には、ニューヨーク州のAndrew Cuomo 検事総長が、Intel に対する反トラスト法違反の調査を立ち上げ¹⁰⁷、Intelがニューヨーク州法、および連邦反トラスト法に違反して、競合事業者のAMDを市場から除外することを顧客に強要したかどうかについての情報を求める召喚令状の発行等を行っている。

このような中、FTCは、2008年6月に、マイクロプロセッサ市場におけるIntelの商行為が反トラスト法に抵触する可能性があるとしてIntelを召喚した¹⁰⁸。これに対し、Intelは、同市場の競争は激しい点¹⁰⁹を指摘し、「同社の商行為は米国内法で定める範囲内である」と主張しつつも、当局に協力を行っていくとするコメントを発表している¹¹⁰¹¹¹。本件については、これまでのところ、動きはない。

（４）米国での不満の高まりと、米欧間の連携に向けた動きの可能性

<欧州に対する米国の不満の高まり>

このように欧州において、MicrosoftやIntelに多額の課徴金が命じられる中、米国においては、欧州の独占禁止法の運用に関する不満が高まっている。例えば、

¹⁰⁵ <http://www.eetimes.com/showArticle.jhtml%3Bjsessionid=BKNYCLERB4EZWQSNLQSKH0CJUNN2JVN?articleID=201806963>

¹⁰⁶ なお、AAIはAMDから資金提供を受けているが、この書簡の送付については、AMDに頼まれてしたことではないと述べている。

<http://www.eetimes.com/showArticle.jhtml%3Bjsessionid=BKNYCLERB4EZWQSNLQSKH0CJUNN2JVN?articleID=201806963>

¹⁰⁷ <http://www.networkworld.com/news/2008/01/1008-new-york-launches-antitrust-investigation.html>

<http://www.nytimes.com/2008/01/11/technology/11chip.html>

http://www.oag.state.ny.us/media_center/2008/jan/jan10a_08.html

「公平でオープンなマイクロプロセッサ市場を保護することは、ニューヨーク州、米国、そして世界にとって重要な意味を持つ」

¹⁰⁸ http://www.nytimes.com/2008/06/07/technology/07chip.html?_r=2&partner=rssnyt&emc=rss&oref=slogin

¹⁰⁹ Intelは、2000～07年に掛けてマイクロプロセッサの価格が42.4%低下したことを挙げている。

¹¹⁰ <http://www.intel.com/pressroom/archive/releases/20080606corp.htm>

¹¹¹ なお、FTCの調査に関する情報については、2008年のIntelの召喚時に、当事者・第三者が提出した情報にアクセスできる人物を制限する保護命令(protective order)も発行されたため、一般には全く公開されていない。これに関し、米国のコンピューター・通信産業協会(CCIA)とニューヨーク・タイムズ紙などの主要メディア企業4社、およびReporters Committee for Freedom of the Pressは2008年8月、同件に関する資料を公開するよう求める書簡を、保護命令を発行したデラウェア州連邦地方裁判所に提出した。この件に関しても、その後取り立てて進展は見られていない。http://www.amd.com/us-en/assets/content_type/DownloadableAssets/US_Antitrust_Law_Fact_Sheet.pdf
<http://www.ccianet.org/index.asp?sid=5&artid=4&evftlg=False>

最近では、米国議会の議員 22 名が、2009 年 9 月 18 日に、DOJ の反トラスト局長に対して、EC の米国 IT 企業（特に、Microsoft と Intel の事例）に対する扱いに対して懸念を示し、「American way」を主導するよう求める内容のレターを提出している¹¹²。

また、最近の事例では、Oracle と Sun Microsystems の事例が挙げられる。2009 年 4 月 20 日に発表された Oracle による Sun Microsystems の買収（74 億ドル）¹¹³に関し、DOJ は、合併予定期日の 2009 年 8 月までに、両社の合併の承認¹¹⁴したのに対し、一方の EC は、第一次調査（2009 年 9 月 3 日まで）の結果、両社の合併により欧州でのデータベース市場の競争に悪影響が及ぼされる懸念があるとして、引き続き第 2 次調査を、2010 年 1 月 19 日まで行うと発表した¹¹⁵。

これに対して、Oracle は、DOJ は既に承認しているとコメントするとともに¹¹⁶、同 CEO の Ellison 氏は、2009 年 9 月 21 日、合併が遅れることによって、同社は、月に 100 百万ドル損失をしていると不満を表明している¹¹⁷。

このような中、2009 年 9 月 24 日にニューヨークで開催された欧米の競争当局者の会合において、欧州の競争政策担当委員長の Neelie Kroes 氏は、米国 IT 企業に対して多額の罰金を課したことに関して、特に米国企業を狙い撃ちしている訳ではない¹¹⁸などと説明する¹¹⁹一方で、前日のインタビューにおいては、（今後重要となるであろう Google 等に対する問題に関し、）大西洋間での透明で予測可能な競争政策のあり方について米国側とも議論すると発言している¹²⁰。

¹¹² http://www.bloomberg.com/apps/news?pid=20601085&sid=a_vk3YgmwpzE
<http://www.globalcompetitionreview.com/files/news/FinalSignedLetters.pdf>

¹¹³ <http://www.oracle.com/us/corporate/press/018363>

なお、Sun Microsystems に関しては、2009 年 3 月半ば、IBM が買収交渉を行っている報道され、それが成功した場合における、反トラスト法の調査が及ぶ可能性についての話題が持ち上がったものの、同買収案は翌 4 月に撤回された。ただし、IBM が Sun 買収を撤回した理由について、買収金額などで両者が合意に至らなかったことに加え、IBM が反トラスト法違反で政府から目を付けられるのを恐れたからとする見方もあり、オバマ政権の反トラスト法違反強化政策が潜在的に影響を与えた可能性も指摘されている。

http://money.aol.com/news/articles/_a/bbdp/ibm-said-in-talks-to-buy-sun/386955

<http://www.bloomberg.com/apps/news?pid=20601204&sid=a0.FaHBcYahQ&refer=industries>

¹¹⁴ http://www.computerworld.com/s/article/9136927/DOJ_approves_7.4B_Oracle_Sun_deal

¹¹⁵ 第一次調査では、Oracle のデータベースと Sun のオープンソース MySQL は現在市場で競争関係にあるとしており、EC は、更なる調査を重ねるとしている。

http://news.cnet.com/8301-1001_3-10344430-92.html

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0909/04/news022.html>

¹¹⁶ <http://www.oracle.com/us/corporate/press/032542>

¹¹⁷ http://www.mercurynews.com/ci_13391182、<http://news.bbc.co.uk/2/hi/business/8268630.stm>

¹¹⁸ 例えば、EC で罰金を課された企業 180 社のうち、米国企業は 13 社のみ、など。

¹¹⁹ <http://online.wsj.com/article/BT-CO-20090924-714030.html>

http://www.bloomberg.com/apps/news?pid=20601085&sid=a_vk3YgmwpzE

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=SPEECH/09/408&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

¹²⁰ <http://www.nytimes.com/2009/09/23/business/global/23kroes.html>

4. 新政権のスタンスとグーグル等を巡る動き

(1) オバマ政権の独占禁止法に係るスタンス

2009年1月に発足したオバマ政権においては、前述の通り、再度、反トラスト法を強化させる方向にある。そのような中、IT業界に対しては、これまでのソフトウェア、半導体企業を対象にするというよりも、むしろ、Googleなどインターネットサービス企業を対象になるとの見方がなされている。

<オバマ大統領の公約>

オバマ大統領は、反トラスト法に関し、より強化するスタンスを持っているとされる。実際、大統領選挙戦中の2007年9月、反トラスト法に関し、米国独占禁止法調査協会(AAI)に向けて発表した声明の中で、ブッシュ政権における反トラストの取締りの弱さを批判し、同氏が大統領になった際には、反トラスト法の遵守を強化する旨を表明しており¹²¹、また、その後の発表されている公約においても、「イノベーション・技術」の項目において、競争的な市場を確保するため、反トラスト法の強化を行うと謳っている¹²²。

また、大統領就任直後の1月23日には、Christine Varney氏をDOJの反トラスト局長に指名した¹²³。同氏はクリントン政権下の1994~97年にFTCのメンバーを務め、近年は、在ワシントンの大企業を専門とする法律事務所にて、インターネット関連部門を率いる弁護士として活躍していたという経歴を持つ¹²⁴。

<DOJ局長の反トラスト法にかかる取り組みとスタンス>

Varney氏は、2009年4月20日の反トラスト局長就任以来、反トラスト法を強化する取り組みを開始している。具体的には、2009年5月、「ブッシュ政権の反トラスト法政策は、消費者を守るという究極の目的を見失っていた」として、ブッシュ政権が2008年に制定した反トラスト法ガイドラインを破棄し、反トラスト法を強化する方針を表明している¹²⁵。

なお、米国のFTCの委員長及びDOJの局長は、(M&A等に関し)規制当局間での国際的な協力と、より明快なガイドラインが必要との発言を行っている。

<http://online.wsj.com/article/BT-CO-20090924-708269.html>

¹²¹ http://www.antitrustinstitute.org/archives/files/aai-%20Presidential%20campaign%20-%20Obama%209-07_092720071759.pdf、<http://www.antitrustinstitute.org/Archives/pres01.ashx>
http://www.businessweek.com/bwdaily/dnflash/content/jan2009/db20090122_987212.htm

¹²² http://www.barackobama.com/pdf/issues/technology/Fact_Sheet_Innovation_and_Technology.pdf

¹²³ <http://online.wsj.com/article/SB123265154794706989.html?mod=googlewsj>

¹²⁴ http://www.businessweek.com/bwdaily/dnflash/content/jan2009/db20090122_987212.htm
http://www.businessweek.com/magazine/content/09_32/b4142046684130.htm

また、同氏は、NetscapeのMicrosoftに対する反トラスト法訴訟において、Netscape側を支援し、助言を与えるなどしていた。

¹²⁵ http://www.nytimes.com/2009/05/11/business/11antitrust.html?_r=1

このような中、同氏は、ハイテク産業に関して¹²⁶は、今後、Microsoft というよりは、Google を標的にするのではないかと、指摘されている。

実際に、同氏は、就任前の2008年6月19日、米国反トラスト協会によるパネルディスカッションにて、「Microsoft のケースは既に過去のものだが、米国は引き続き同様の問題を抱えている」と述べ、その問題として Google を名指しで指摘、同社がオンライン広告市場で反トラスト法に抵触しているかどうか調査する必要がある、と発言している。特に、同氏は、近年のクラウド・コンピューティングの急速な普及に伴い、包括的なサービスを提供できる Google は、ハード・ソフト業界における Microsoft のように、インターネット市場を独占する可能性があるとの懸念を示している¹²⁷。

なお、同氏は、2009年6月のインタビューの中でも¹²⁸、「ハイテク企業においては、ネットワーク効果のため、急速に権益が集中しやすく、そのため、司法省は、そのネットワークに入って素早く対応することが必要」としており、Google や Intel が標的にされるのではないかと推測されているが、同氏は明言していない。

(2) 技術変化の中での Google と Microsoft との対立 (まとめ)

実際に、近年のソフトウェアからインターネットサービス(クラウド化)の流れにおいて、既に数年前より、Google が独占禁止法案件の対象となりつつある。初の大型案件である DoubleClick の合併問題については、認可されたものの、新政権下での Google Books の問題では、DOJ が反対を正式に表明するに至っている。

<Google と Microsoft の対立>

このような中、従来は圧倒的な支配力を有していたものの、インターネットサービス分野では劣勢にある Microsoft は、Google を独占禁止法上問題であると主張する一方、Google においても、自らを防護する一方で、Microsoft に対して引き続き反トラスト法上問題であると主張するなど、両者間での反トラスト法戦略でのつば競り合いが激化しつつある¹²⁹。

<http://www.nytimes.com/2009/05/12/business/economy/12antitrust.html>

¹²⁶ なお、最近では、10月7日、反トラスト局は、IBM がメインフレーム市場を独占しているのではないかとして調査を開始したと報道されている。また、EC も、反トラスト局の調査を支援すると報道されている。

http://www.nytimes.com/2009/10/08/technology/companies/08antitrust.html?_r=1&scp=2&sq=antitrust&st=cse、<http://www.reuters.com/article/companyNews/idUSL964349620091009>

¹²⁷ http://www.thedeal.com/dealscape/2009/01/obamas_antitrust_team_still_up.php#bottom
http://blogs.computerworld.com/obama_anti_trust_chief_google_is_a_monopoly_threat_not_microsoft また、同氏は、「Google が独占市場を合法的に手に入れた」とも発言している。

<http://www.businessinsider.com/obamas-antitrust-pick-google-is-the-new-microsoft-2009-2>

¹²⁸ http://www.businessweek.com/magazine/content/09_32/b4142046684130.htm

¹²⁹ なお、最近では、2009年8月、Microsoft が、アンチ Google のための会合(ロビイング)を開催したとの噂が流れたが、それに対して、Microsoft は否定している。

Google と Microsoft に係る独占禁止法を巡る対立（事例）

	案件	結果	Microsoft/ Google の主張
Microsoft	Windows Vista の設定 [2006年12月]	・ DOJ と修正に合意 [2007年6月]	・ Google が働きかけ
	監視期間の延長問題 [2007年6月]	・ 2年間の延長に合意 [2008年1月]	・ Google は申立 ・ Microsoft は反論
	Yahoo! の買収提案 [2008年2月発表]	・ Yahoo! の反対により断念 [2008年5月]	・ Google の Larry Page 氏は反対を表明[2008年3月]
	EC での IE バンドリング問題[2009年1月]	(現在 EC 内で検討中)	・ Google は、利害関係者として参加[2009年2月]
	Yahoo! とのパートナーシップの締結 [2009年7月]	(現在 DOJ が調査中)	・ Google は、競争が減るための残念とコメント
Google	DoubleClick の買収 [2007年4月発表]	・ FTC は問題ないと結論 [2007年12月]	・ Microsoft 等は、調査を働きかけ、公聴会で反対
	Yahoo! とのパートナーシップの締結 [2008年8月]	・ DOJ の調査が始まる前に Google が撤回 [2008年11月]	・ Microsoft は、公聴会で反対。その他団体も反対する書簡を提出。
	Google Books [2008年10月]	・ DOJ は反対を表明 [2009年9月]	・ Microsoft は、Amazon 等と Open Book Alliance を組み反対[2009年8月]

<Google の対応>

このように、独占禁止法の対象として議論される機会が増大するにつれ、Google は政府・政治に対するロビイングを強化してきている¹³⁰。Google は、2006年3月に、初めてロビイストを雇用して以来¹³¹、首都ワシントン DC におけるロビー活動を強化しており¹³²、2009年時点において、少なくとも25人以上のロビイストを抱え、第一四半期には88万ドル¹³³、第二四半期には95万ドルを支払ったとされる¹³⁴。ただし、同時期の Microsoft (190万ドル) や AT&T (310万ドル) と比較すると、まだ小額であるとも言える¹³⁵。

<http://blogscoped.com/archive/2009-08-28-n80.html>

http://www.theregister.co.uk/2009/08/31/microsoft_screw_google/

¹³⁰ もちろん、ロビイングは、独占禁止法対応だけのものではなく、政府に対する規制緩和と要望なども含む。

¹³¹ [http://www.sfgate.com/cgi-](http://www.sfgate.com/cgi-bin/article.cgi?file=/chronicle/archive/2006/03/16/BUG6VHOO5U1.DTL&type=business)

[bin/article.cgi?file=/chronicle/archive/2006/03/16/BUG6VHOO5U1.DTL&type=business](http://www.nytimes.com/2006/03/28/politics/28google.html)

<http://www.nytimes.com/2006/03/28/politics/28google.html>

¹³² 例えば、2007年時点において、Google は、Microsoft が当初ロビイングが弱かったため窮地に陥ったことを踏まえ、強化しつつあると報道されている。

<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2007/06/19/AR2007061902058.html>

¹³³ <http://www.clickz.com/3633655#>

¹³⁴ <http://blogs.wsj.com/digits/2009/07/22/facing-scrutiny-google-steps-up-lobbying/>

http://news.cnet.com/8301-13578_3-10293774-38.html

<http://www.informationweek.com/news/government/policy/showArticle.jhtml?articleID=218600592>

¹³⁵ 2008年時点の Microsoft との比較。

一方、Googleは、自ら行動規範として”Don't be evil（邪悪になるな）”¹³⁶を掲げているが、このように独占禁止法やプライバシー問題などの批判を受ける中、そのイメージの改善を図るべく、2009年5月、競争とオープン性の6原則を発表している¹³⁷。しかしながら、これに対しても、消費者団体からすぐに反論される状況にあり、Googleが独占禁止法関連の問題を多く抱えている中¹³⁸、アンチGoogleの感情が高まっているのではないかとの指摘も一部にある¹³⁹。

（3）事例3：検索・広告市場を巡る動向

① Double Click のケース

Double Click のケースは、Google の初の大型反トラスト案件であり、結論的には、米国でも欧州でも承認されたが、注目されるのは、Microsoft が積極的に反対の姿勢を示した点にあると言える。

Google は2007年4月、オンライン広告会社 DoubleClick を31億ドルで買収すると発表した¹⁴⁰。DoubleClick は、当時ほぼ全ての主要オンライン出版社と、およそ半数のオンライン広告会社と取引を持つ企業であり、Google の検索広告ビジネスと併せることにより相乗効果を期待するものである。なお、本買収にあたっては、Google と Microsoft が競り合っていたと報道されている¹⁴¹。

同買収案を巡っては、Yahoo!、Microsoft、AT&T などの複数の IT・通信事業者が、この合併により、ネット広告市場の競争が失われるとの懸念を表明し、規制当局に調査を呼びかけたほか¹⁴²、電子プライバシー情報センター（Electronic Privacy Information Center：EPIC）などの複数のグループも、プライバシー問題の懸念を理由に、FTC にこの買収に関する調査を行うように依頼した¹⁴³。FTC は、これらの訴えに基づき、2007年5月、Google による DoubleClick 買収に関する調査を、プライバシーと反トラスト法の両面から開始した。

http://seattletimes.nwsources.com/html/microsoft/2008379913_msftlobbying120.html

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20081113/319263/>

¹³⁶ <http://investor.google.com/conduct.html>

¹³⁷ 具体的には、①他社の競争力強化を支援する、②ユーザーの乗り換えを容易にする、③オープンなロードよりもいい、④競争はたったワンクリック差、⑤広告主はクリックに対し、それに見合った価値を支払う、⑥動的な市場で、広告主には多くの選択肢がある。

<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0905/11/news078.html>

<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392774,00.htm>

¹³⁸ http://www.businessweek.com/bwdaily/dnflash/content/sep2008/db20080914_683068.htm

¹³⁹ <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0909/08/news081.html>

¹⁴⁰ http://www.businessweek.com/technology/content/apr2007/tc20070414_675511.htm

¹⁴¹ http://www.businessweek.com/technology/content/apr2007/tc20070403_443471.htm

¹⁴² http://news.cnet.com/2100-1024_3-6176180.html

¹⁴³ <http://abcnews.go.com/Technology/PCWorld/story?id=3221533>

本件に関しては、2007年9月に開催された上院で公聴会において¹⁴⁴、Google側は、「GoogleとDoubleClickの関係は、AmazonとFedExのようなものだ（Amazonは本を売り、FedExは配送するというように、ビジネス分野が異なる）」と主張した一方、Microsoft側は「Googleは既にAmazonであり、FedExでもある。（この買収は、）その上で彼らが郵便局を買収しようとしているようなものだ」と述べ、両者の合併は反トラスト法に抵触すると強く主張しており¹⁴⁵、両者間の対立が浮き彫りになっている。

FTCは、最終的に、2007年12月、GoogleとDoubleClickの合併には問題はないとの結論を下した¹⁴⁶。また、ECも、FTCによる同買収を許可の後に独自の調査を行っていたが、2008年3月、最終的に、欧州の広告市場に悪影響を与えたりするリスクはないとの結論を下している¹⁴⁷。その後、両社の買収は、2008年3月に正式に完了している¹⁴⁸。

② Yahoo! との連携を巡る両者の動き

検索サービスを巡るYahoo! との連携においては、連携相手が、MicrosoftとGoogleと二転三転したが、互いに反トラスト法上の問題を指摘し、阻止しようと働きかけを行った点が注目される。

<MicrosoftによるYahoo! の買収提案>

インターネット検索市場では現在、Googleが約70%のシェアを獲得しており、独走状態にあるが、このような中、Microsoftは本市場でのプレゼンスとシェアを拡大すべく、2008年2月1日¹⁴⁹、Yahooを446億ドルで買収するという提案を発表した¹⁵⁰。

これに対し、当時の米上院反トラスト小委員会のコール委員長の批判的な発言などもあり¹⁵¹、反トラスト局も両社の合併案に関し、調査を開始した¹⁵²。

¹⁴⁴ <http://japan.cnet.com/news/biz/story/0,2000056020,20357441,00.htm>

¹⁴⁵ <http://www.online-publishers.org/newsletter.php?newsId=281>

¹⁴⁶ <http://www.ftc.gov/opa/2007/12/googledc.shtm>

FTCはまず、プライバシーに関する懸念については、消費者のプライバシー問題は非常に重要であるが、この問題は同買収案に特有のものではなく、オンライン広告市場全体の問題であるとした上で、反トラスト法抵触に関しては、FTCは、同買収案によって市場競争が停滞することはないという結論を出した。ただし、FTCは、同時に、今後、同市場を厳重に監視し、Googleが不法に反競争的な行動を取らないよう監視していくとしている。

¹⁴⁷ <http://abcnews.go.com/Technology/PCWorld/story?id=4428926>

¹⁴⁸ <http://googleblog.blogspot.com/2008/03/weve-officially-acquired-doubleclick.html>

¹⁴⁹ <http://www.microsoft.com/presspass/press/2008/feb08/02-01corpnewspr.mspx>

¹⁵⁰ <http://www.npr.org/templates/story/story.php?storyId=18636379>

¹⁵¹ 「この買収がハイテク市場における活発な自由競争の妨げにならないか、厳密な審査が必要だ。もしYahooが買収に応じるなら、消費者のプライバシー侵害への可能性と自由競争妨害への影響について聴聞会を開く必要がある」http://news.cnet.com/8301-10784_3-9862973-7.html

結局、Yahoo! 側が、同買収案を敵対的買収であるとして強く抵抗したこともあり、Microsoft は5月3日に Yahoo! の買収を断念した¹⁵³。なお、Google の共同創業者の Larry Page 氏は、2008年5月、この Microsoft と Yahoo! の提携は、独占禁止法違反であると主張している¹⁵⁴。

<Google と Yahoo! のパートナーシップ構想>

Microsoft による Yahoo! 買収案が撤回された直後の2008年6月、Google と Yahoo! は、インターネット広告市場にてパートナーシップを締結する計画を明らかにした。このパートナーシップ計画の内容は、米国とカナダでの Yahoo! 検索において、Google の検索技術を利用すると言うものであった¹⁵⁵。

しかしながら、Google は検索広告市場において圧倒的に有利に立っていたため、計画の発表直後から、これは同市場における反トラストに抵触するのではないかと懸念が生じていた。

具体的には、2008年7月に開催された議会の公聴会では、Microsoft は、広告主は選択肢が減るため、その結果広告料が高騰するとの見解を述べている¹⁵⁶。また、同年9月には、デジタル市場の消費者擁護団体であるデジタル・デモクラシー・センター（Center for Digital Democracy : CDC）が Kohl 上院反トラスト委員長宛てに、同提案に反対している旨を DOJ に対して表明するよう求める書簡を送付¹⁵⁷、全米広告主協会（Association of National Advertisers : ANA）も同時期に、反トラスト局宛てに同様の書簡を送付した¹⁵⁸。特に ANA による書簡の中では、両社のパートナーシップによって検索広告市場の90%が2社による寡占状態となることで、市場競争が減少し、市場力が一点に集中することで消費者の選択肢が狭まり、広告価格の上昇に繋がる可能性がある点が指摘されている。

このような中、結局、同案は翌11月5日、DOJ が同パートナーシップの破棄を求める反トラスト訴訟を起こす可能性を示唆したことで、DOJ 等の動きを懸念した Google が、本計画を一方的に破棄する¹⁵⁹ことで終了している。

なお同氏は、2007年の Google の Double-Click 買収について、審査の必要を強く訴えたほか、XM-Sirius サテライトラジオの合併を阻止するよう、DOJ に働きかけた経緯のある反トラスト法強硬派である。

¹⁵² <http://articles.latimes.com/2008/apr/24/business/fi-search24>

¹⁵³ <http://www.computerworld.jp/topics/ms/106709.html>

¹⁵⁴ <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20080526/304020/>

¹⁵⁵ http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2008/06/13/AR2008061303494_pf.html

¹⁵⁶ <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20080716/310926/?ST=ittrend>

¹⁵⁷ <http://news.cnet.com/i/ne/p/2008/SenKohlGooYahoo92508.pdf?tag=mncol:txt>

¹⁵⁸ http://news.cnet.com/8301-1023_3-10034530-93.html

¹⁵⁹ <http://techon.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20081106/160822/>

なお、Google が破棄を決定したのは、DOJ が調査を発表する3時間前だったという報道もある。

<http://japan.cnet.com/news/biz/story/0,2000056020,20384761,00.htm>

一方、DOJ は、本破棄によって、懸念が解消されたとの発表を同日に行っている。

<http://www.usdoj.gov/opa/pr/2008/November/08-at-981.html>

<Microsoft と Yahoo! のパートナーシップ>

その後、Yahoo! は、CEO も含めた体制が変わった中で、再び Microsoft と交渉を行い、2009年7月、検索広告市場における Microsoft とのパートナーシップを正式に発表した¹⁶⁰。

このパートナーシップについては、コール上院反トラスト委員長が、引き続き慎重に対応するよう発言しているものの、業界では、Yahoo! と Microsoft が結びつくことにより、かえってインターネット検索市場の自由競争が活性化される可能性があるため、同パートナーシップは許可されるだろうとの見方が強い¹⁶¹。ただし、Google は、本件に対して、発表直後の2009年7月に、「検索市場から1社退場すると競争が減ることになるため、残念である」とコメントしている¹⁶²。

こうした中、反トラスト局は2009年9月、「同件は慎重に調査されるべきである」として詳細調査を開始した¹⁶³。これについて、Microsoft は、予想の範囲内であり、いずれにせよ、本件は承認されると予想している¹⁶⁴。なお、同じく9月、EC も、Microsoft、Yahoo! と非公式の協議を開始したと報道されている¹⁶⁵。

③ Google による Microsoft に対する反トラストに係る動き

なお、上述のとおり、近年 Microsoft が Google に対して、反トラストで攻勢に入る一方、Google は、従来より最近に至るまで、Microsoft に対する反トラスト法の議論に積極的に参加するなどの対応を行ってきている。具体的には、例えば、以下のとおり。

- ・ Windows Vista の問題 : Microsoft は、2001年11月のDOJ等との和解案において、Windows のデフォルト設定の自由を与えることを求められていた

¹⁶⁰ <http://www.nytimes.com/2009/07/30/technology/companies/30soft.html>
http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20090730_305881.html

同パートナーシップでは、Yahoo! は今後10年間、その検索ページで Microsoft の検索エンジン Bing を利用する一方、営業活動を進め、広告収入の88%を受け取るとしており、また、Microsoft は Yahoo! の検索技術にアクセスする権利を有するとしている(同社の従業員400人が Microsoft に異動することなども含まれている) <http://arstechnica.com/microsoft/news/2009/08/microsoft-to-pay-yahoo-150-million-hire-400-yahoo-workers.ars>

¹⁶¹ <http://www.bizjournals.com/sanfrancisco/stories/2009/07/27/daily57.html>
<http://www.msnbc.msn.com/id/32530453/>

また、Small Business & Entrepreneurship Council (SBEC) も、「Google の独占状態にある検索広告市場にこのような競争が登場することで、検索広告の価格が中小企業にとって手の届きやすいものになるだろう」とし、このパートナーシップを歓迎する意向を示している。

<http://www.foxbusiness.com/story/microsoft-yahoo-deal-offers-small-businesses-ad-choices/>

¹⁶² <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20090731/334917/>

¹⁶³ <http://www.informationweek.com/news/internet/search/showArticle.jhtml?articleID=220000839>
<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0909/14/news038.html>

¹⁶⁴ <http://www.computerworld.jp/news/trd/162029.html>

¹⁶⁵ <http://japan.internet.com/wmnews/20090917/11.html>

<http://online.wsj.com/article/BT-CO-20090917-715865.html>

が、これを踏まえて、2007年6月、Windows Vistaの販売開始の直前において、そのデスクトップ検索機能に関し、ユーザーが他社の検索機能を支障なく利用できるよう修正を加えることで DOJ と合意したと発表した¹⁶⁶。本件は、もともと、2006年12月に、Googleが反トラスト法違反として DOJに申し立てていたものと報道されている¹⁶⁷。

- ・ 2001年の和解の監視に係る延長問題：Googleは、2007年6月には裁判所に¹⁶⁸、また、7月には政府側に対して、上記Windows Vistaの事例を挙げ、Microsoftは、和解条件を遵守していないとして、更なる監視が必要との申し立てを行った¹⁶⁹。一方、本延長問題に関しては、逆に、Microsoftは、2007年11月、Googleの成功は桁外れであり、従ってもはや監視期間の延長は必要がないと主張している¹⁷⁰。なお、最終的には、2008年1月に、2009年11月まで延長することが決定されている。
- ・ 欧州でのIEバンドリング問題への参加：最近では、Googleは、自社がブラウザのChromeを提供していることを踏まえ、2009年2月、IEバンドルに関わるECの独占禁止法に係る調査への参加を表明している¹⁷¹

(4) 事例4：役員兼任問題、著作権問題（携帯、電子書籍市場等）

Googleは、検索以外にも、携帯電話、電子書籍も含め多様なインターネットサービスに参入している。このような中、Microsoftだけでなく、AppleやAmazon.comなどの企業とも競合するようになり、役員問題や著作権問題などで、反トラスト法で問題となるケースが生じつつある。

① 役員兼任問題（携帯市場とAppleとの競合）

<GoogleとAppleを巡る役員兼任問題>

GoogleとAppleは、2006年8月以降、GoogleのCEOであるシュミット氏がAppleの社外取締役役員を兼任しており、両社はこれまで、ビジネス・パートナーとしての関係を保ってきた。

こうした中、FTCは、2009年5月¹⁷²、本件につき、本来ならば競争関係にある両社のトップを同一人物が務めることで、市場の競争減少に繋がった可能性があ

¹⁶⁶ <http://journal.mycom.co.jp/news/2007/06/21/051/>

¹⁶⁷ <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20070626/275841/?ST=vista>

¹⁶⁸ Googleは、DOJとMicrosoftの発表内容について懸念を表明し、裁判所に対して、反トラスト法違反の監視期間の延長も含め、申し立てを行った。しかしながら、裁判所側は、政府・州政府に働きかけるべきものであり裁判所は裁定を行わないとして、申し立てを2007年6月却下している。

<http://journal.mycom.co.jp/news/2007/06/28/019/index.html>

¹⁶⁹ <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20070702/276480/>

¹⁷⁰ <http://it.nikkei.co.jp/business/news/index.aspx?n=RS2036056608112007>

¹⁷¹ <http://journal.mycom.co.jp/news/2009/02/25/041/index.html>

り、クレイトン法の役員の兼任の禁止に違反している可能性があるとして調査を開始した。

これに対し、シュミット氏は当初、Apple 取締役を辞任する意向がない点を明らかにしていたものの、最終的には 8 月 3 日、同氏は Apple の取締役を辞任した¹⁷³。この辞任に関しては、FTC の調査によるものというよりは、実際に最近 Google と Apple の間での競合が高まっていたためとの見方が多い¹⁷⁴。実際、直接は関係ないものの、両社を巡っては、その後、Google の新サービスである Google Voice の iPhone での動作環境に関し、Apple と AT&T の行為が妨害に当たるかどうかという問題も浮上しており、2009 年 7 月に調査を開始した FCC も巻き込んで、両社の意見の相違・対立が明らかになっている¹⁷⁵。

なお、FTC は、シュミット氏が辞任したという事実とは別に、両社の関係について捜査を継続するとしている¹⁷⁶。

<人材のリクルーティング回避協定と Apple>

なお、人材関連では、反トラスト局は、2009 年 6 月、関連企業間でトップの才能の引き抜き合戦をやめるという協定を結ぶことで、市場の競争を弱体化させているとの疑いで、Google、Yahoo! などの IT 大企業のリクルーティングソースの調査を開始している¹⁷⁷。これに関しては、その後の 2009 年 8 月、2 年前に Apple の CEO が、携帯電話で競合する Palm 社の CEO に対して、従業員の引き抜きを互いに辞めないかと提案し、それに対して、Palm 側が断ったとことがあると報道されている¹⁷⁸。

¹⁷²2009 年 5 月、Google が、FTC が同件の調査を受けていることを正式に認めた。

http://www.nytimes.com/2009/05/05/technology/companies/05apple.html?_r=1&partner=rss&emc=rss

<http://www.infoworld.com/%5Bprimary-term-alias-prefix%5D/%5Bprimary-term%5D/ftc-investigates-google-apple-being-successful-541>

¹⁷³ http://www.businessweek.com/the_thread/techbeat/archives/2009/08/google_ceo_eric_1.html

¹⁷⁴ 実際、Google は Google Android と呼ばれる携帯電話向けの OS プラットフォームを開発することで、Apple が急成長を遂げているスマートフォン市場に参入しており、これが Apple との軋轢を生み出す原因の 1 つになったとする見方が多いとしている。

¹⁷⁵ http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/DA-09-1736A1.pdf

¹⁷⁶ http://news.cnet.com/8301-13579_3-10301612-37.html?part=rss&subj=news&tag=2547-1_3-0-20

なお、最近では 10 月 12 日、元 Genentech の CEO で、Google、Apple 両者の取締役を勤めていた Levinson 氏も、Google の取締役を辞任したことが報道されている。

<http://www.nytimes.com/2009/10/13/technology/companies/13google.html>

¹⁷⁷ <http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2009/06/02/AR2009060203412.html>

<http://www.nytimes.com/2009/06/03/technology/companies/03trust.html>

<http://japan.zdnet.com/news/ir/story/0,2000056187,20394336,00.htm>

¹⁷⁸ <http://journal.mycom.co.jp/news/2009/08/21/066/index.html>

<http://www.business-i.jp/news/flash-page/news/200908220105a.nwc>

② 著作権問題（電子書籍市場と Amazon 等の競合）

2005年、Googleのブック検索サービスに対して、著作者協会と米出版社協会は「Googleが著作権の存続している本類をスキャナーで読み込み、ブック検索サービスに利用するのは著作権の侵害である」として集団訴訟を起こしたが、同件は2008年10月、Googleがこの購読サービスによって得た利益を、Google、本の著者、及び出版社の3者で分配することで和解が成立し、その後、利害関係者からの異議申し立てを受けた上で、裁判所の承認を得る予定となっていた。

しかしながら、この和解に関しては、Googleが（著作権の所在や著者が不明である）何百万冊もの本の独占的ライセンスも保有することになるのではないかといった懸念が、業界等の一部から表明されたことを受け、反トラスト局長のVarney氏は、就任直後の2009年4月末、調査を開始し、和解に反対する団体と対話し、意見収集を開始した¹⁷⁹。なお、このような動きを踏まえ、Google側は、当初の異議申し立ての提出期限を4ヶ月延長（9月まで）している。

このような中、電子書籍市場でライバルとなるAmazonや、Microsoft、Yahoo!などは、2009年8月、Google Bookに反対するOpen Book Alliance¹⁸⁰を設立し、活動を開始した¹⁸¹。

その上で、反トラスト局は、2009年9月、裁判所に対して、Google Bookに関して、和解案の承認を行うべきではないとの意見を発表した¹⁸²。これを踏まえて、Google側は、10月に予定していた裁判所での審議を取りやめ、11月までに再度和解案を修正し、再度提出することとしている¹⁸³。

なお、本レポートは、注記した参考資料等を利用して作成しているものであり、本レポートの内容に関しては、その有用性、正確性、知的財産権の不侵害等の一切について、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる保証をするものでもありません。また、本レポートの読者が、本レポート内の情報の利用によって損害を被った場合も、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる責任を負うものでもありません。

¹⁷⁹ <http://www.nytimes.com/2009/04/29/technology/internet/29google.html>
<http://www.techcrunch.com/2009/05/11/watch-out-google-obamas-antitrust-chief-is-looking-to-make-a-big-case/>

Varney氏は、Googleによって不当に市場から締め出されている可能性のある企業に対して、Googleに対して一層の不服申し立てをするよう奨励している。

¹⁸⁰ <http://www.openbookalliance.org/>

¹⁸¹ <http://journal.mycom.co.jp/news/2009/08/28/017/index.html>

¹⁸² <http://www.usdoj.gov/opa/pr/2009/September/09-opa-1001.html>

¹⁸³ <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0910/08/news038.html>